

◎新潟県告示第1180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 姫川港青海線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字寺島字浜ノ新田 1032 番 6 から	新	8.5～9.2メートル	39.8メートル
同市大字寺島字浜ノ新田1032番6まで	旧	8.2～13.0メートル	92.4メートル

備考 路線の起点を変更する区域変更